

# 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ

# 子育て世帯生活支援特別給付金を支給します

☎ 子育て推進課 (☎62-1061) ID 1007899

対 ①養育要件のいずれかに該当し、かつ②所得要件のいずれかに該当する人

## ①養育要件

A	令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当受給者
B	令和3年5月分から令和4年3月分までのいずれかの月分の児童手当認定者・額改定者
C	令和3年5月分から令和4年3月分までのいずれかの月分の特別児童扶養手当認定者・額改定者
D	生年月日が平成15年4月2日から18年4月1日までの児童を養育している人

## ②所得要件

ア	令和3年度分の住民税均等割が非課税であること
イ	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、住民税非課税相当の収入に減少していること (例) 4人世帯(夫婦+子2人)の場合 令和3年1月以降の任意の1カ月の収入を12倍した額が232万7千円以下

申請の要否 「①養育要件A~C かつ ②所得要件ア」に該当する人は申請不要です。

その他の人は申請が必要となります。

申請方法 申請書(子育て推進課で配布・市HPでダウンロード可)に添付書類を添えて、令和4年2月末までに郵送または直接、子育て推進課(〒448-8501 刈谷市役所)へ。

支給額 対象児童1人につき5万円

支給日など ・申請が不要な人は、7月中旬から順次支給します。詳細は送付される案内文をご確認ください。  
・申請が必要な人は、申請書の提出からおよそ1~2カ月後に指定の口座に支給します。

### ◆注意事項

- 振込口座の解約・変更等により給付金の支給ができなかった場合で、令和4年2月末までに口座変更の手続きが行われなかった場合は、給付金が支給されません。
- 同一の対象児童に対し、既に給付金が支給されている場合は、重複して本給付金を受給することはできません。
- DV被害により児童とともに避難している人へ給付金の支給をする場合、他方の配偶者へは給付金は支給されません。
- 本給付金の支給を受けた後に支給対象者に該当しないことが判明した場合や、偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けた場合は、ご返還いただきます。

## ⚠ 詐欺に注意してください

子育て世帯生活支援特別給付金に関して、支給を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」に注意してください。国・県・市区町村などが次のことをすることはありません。

- ▶ATM(現金自動払機)の操作をお願いすること▶給付のために手数料などの振り込みを求めること▶申請前に世帯構成や金融機関の口座番号などの個人情報を照会すること